

新たな目黒区民センターの 基本構想策定に向けた 基本的な考え方(中間のまとめ)に ご意見をお寄せください

区有施設プロジェクト課 (☎5722-9876)

平成24年度から施設の見直しを進めています。特に区民センターの見直しに係る検討は、施設見直しのモデルケースとなるリーディングプロジェクトと位置づけました。元年9月には、検討中の内容や状況を示し、区民の皆さんの意見を頂きました。これを踏まえ、新たな目黒区民センターの基本構想策定に向けた基本的な考え方(中間のまとめ)を作成しましたので、ご意見をお寄せください。

意見の提出方法

書式は問いませんが、「区民センター・中間のまとめへの意見」と明記のうえ、住所、氏名(団体の場合は所在地、団体名、代表者名)を書いて、郵送(持参可)・FAX・Eメールで、7/31(必着)までに、総合庁舎本館4階区有施設プロジェクト課(〒153-8573目黒区役所く住所不要)、☎5722-6134、✉r-kuyusisetu-project@city.meguro.tokyo.jp)へ。

頂いたご意見には個別に回答しませんが、要旨をとりまとめて公表します(原文、住所・氏名などは公表しません)。

☞中間のまとめ(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階区有施設プロジェクト課、地区サービス事務所(東部地区を除く)、住区センター、図書館、目黒駅行政サービス窓口、区民センターのほか、ホームページ(右コード)でご覧になれます。



※新型コロナウイルス感染症対策のため、施設での閲覧を休止する場合があります

語ろう人権 家庭で地域で



ハンセン病を正しく知り、 差別や偏見をなくそう

ハンセン病とは

ハンセン病は、らい菌が原因で起きる感染症ですが、感染しても発症することはほとんどありません。重症化すると、顔や手足が変形しますが、有効な治療薬もあり、早期発見・早期治療で完全に治ります。

ところが、誤った知識や偏見により、長年差別を受け続け、筆舌に尽くしがたい苦しみを経験された元患者の方々が存在しています。

明治40年、ハンセン病患者に対し国は隔離政策を開始しました。

その後、昭和20年代に特效薬が登場して治る病気となり、治療後は他人に感染しないことも分かりました。それにもかかわらず、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで約90年もの間、強制隔離政策は続けられました。多くのハンセン病患者が、遠く離れた島や隔離施設で自由を奪われ、社会から疎外されたまま生涯を過ごすことを余儀なくされていたのです。

国の隔離政策は誤りだった

平成13年、熊本地裁は「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟において、ハンセン病患者に対する国の政策の誤りを認め、国に対し損害賠償を命じる原告勝訴の判決を下しました。平成21年には、「ハンセン病問

題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病元患者らの名誉回復措置、療養・生活の保障、社会復帰の支援などが定められました。

しかし、誤った隔離政策で生じた差別や偏見により苦しみを味わったのは、患者本人だけでなく、家族も同様でした。令和元年6月、家族らが国に損害賠償を求めた熊本地裁でのハンセン病家族訴訟では、隔離政策で差別を受け、家族離散などを強いられた患者家族の被害にも、賠償を命じる司法判断が下されました。

社会的・経済的な差別はいまだに続いています。元患者や家族、支援者の努力により、差別解消に向けて少しずつ前進しています。

積極的に学ぼう、ハンセン病

人権が大きく侵害された、ハンセン病差別のすさまじい現実、映画や小説などでも多く取り上げられました。元患者の方々が自ら設立した国立ハンセン病資料館(東村山市)もあります。

皆さんも、ハンセン病について正しい知識を身につけて、差別や偏見を解消し、二度と同じ過ちを犯さないよう、すべての人が基本的人権を享受し、尊厳を持って生きられる社会を実現しましょう。

区人権政策課 (☎5722-9214)

国民健康保険給付制度 のご案内

区国民健康保険課 (☎5722-9811)

医療機関を受診する場合、国民健康保険被保険者証を必ず提示してください。医療費の一部負担金(2~3割)で診療を受けられます。

このほかにも次の給付が受けられます(申請は2年以内)。

療養費 旅先(海外を含む)での急病等、緊急やむをえない理由で、被保険者証を提示せずに診療を受け、医療費の全額を支払ったときや、医師の指示に基づいて治療用装具を作製したときなどの保険給付相当額を支給します

高額療養費 1カ月の医療費の一部負担金が、自己負担限度額を超えたときに差額を支給します。対象者には、診療を受けた3・4カ月後に申請書を送付します

高額医療・高額介護合算療養費 国民健康保険と介護保険の年間(8月~翌年7月)の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えたときに差額を支給します

出産育児一時金 加入者が出産したときに42万円を支給します(ほかの健康保険から支給される場合は対象外)。

なお、医療機関などでの手続きにより、支給される出産育児一時金を出産費用に充てることができる直接支払制度があります

葬祭費 亡くなった加入者の葬儀を行ったかたに7万円を支給します(ほかの健康保険から支給される場合は対象外)

限度額適用認定証の交付(事前申請)

限度額適用認定証を提示すると、一つの医療機関での入院や通院にかかる1カ月当たりの医療費の一部負担金の支払いが、自己負担限度額まで(非課税世帯のかたは入院時の食事代も減額)になります。

ただし、保険料を滞納していると、原則として交付できません。

延期していた 検(健)診を開始します

無料

区健康推進課成人保健係
(☎5722-9589)

★新型コロナウイルス感染症への対応

受診時は、マスクの着用をお願いします。

また、感染拡大状況により検(健)診を休止する場合があります。

対象 勤務先に同様の検(健)診がなく、4/1~3年3/31に各検(健)診の対象年齢になる区内在住者

*特定健康診査は、職場などの社会保険加入者は対象外

種類	対象者	内容	受診期間	申し込み方法など
特定健康診査*	・40歳以上で目黒区国民健康保険に加入 ・後期高齢者医療制度に加入	質問票、身体計測、血圧測定、診察、尿・心電図・胸部X線・血液検査 ※一定の基準に該当し、医師が必要と認めた場合は、眼底・眼圧検査	①	7月下旬に受診券を送付 ※40歳以上の生活保護受給者は、生活福祉課ケースワーカーへお問い合わせください
眼科検診	40・45・50・55・60・65歳	矯正視力・精密眼底・眼圧検査ほか	①	
成人歯科健診	35・40・42・45・47・50・55・60・65・70歳	歯周病・虫歯・欠損歯の有無、こう合機能・口くう清掃状態検査	②	7月下旬に受診券を送付
大腸がん検診	40歳以上	問診、便潜血反応検査	①	
胃がんリスク検査	40・45・50・55・60・65・70・74歳で区の胃がんリスク検査(胃がんハイリスク検診)を受けたことがない	問診、血液検査(ヘリコバクター・ピロリ菌抗体、血清ペプシノゲン)	①	対象者のうち、①目黒区国民健康保険加入者②後期高齢者医療制度加入者③区民税が特別徴収されていないかたに、7月下旬に受診券を送付
肝炎ウイルス検診(B型・C型)	40歳以上で、区の肝炎ウイルス検診を受けたことがない	問診、血液検査	①	※①~③以外のかたで、職場などで受診する機会がないかたはお問い合わせください
子宮がん検診	20歳以上で、元年度受診していない女性	問診、視診、内診、細胞診	①	
肺がん検診	40歳以上	胸部X線検査、かくたん細胞診(一部のかたのみ)	②	平成30年度または令和元年度の受診者は、7月下旬に受診券を送付。そのほかのかたは、申し込みが必要なためお問い合わせください

受診期間 ①7/27~3年1/31 ②7/27~3年2/28

※7/1から乳がん検診・胃がん検診を開始します。希望者はお問い合わせください